

社会保険神戸中央病院院内感染対策指針

1. 院内感染対策指針の目的

この指針は、院内感染の予防・再発防止対策及び集団感染事例発生時の適切な対応における院内感染対策体制を確立し、適切かつ安全で質の高い医療サービス提供を図ることを目的とする。

2. 院内感染対策に関する基本的な考え方

病院感染の予防に留意し、病院感染発生の際にはその原因を速やかに特定、制圧、終息を図る。このため院内感染防止対策を全病院職員が把握し、病院の理念に則って療養を提供できるよう、本指針を作成する。

3. 院内感染対策のための委員会及びその他の組織の基本的事項

- 1) 院内感染対策の周知及び実施を迅速に行うため、病院内の各部門からの代表者で構成する組織横断的な委員会を次のとおり設置する。
 - ①院内感染対策委員会：病院における院内感染対策に関する意思決定機関として、毎月1回会議を行い、感染対策に関する事項を検討する。
 - ②感染対策チーム（Infection control team；以下 ICT という）：感染対策等の実働部隊として、感染対策に関する一般的実行を執行させる。
 - ③看護極感染管理委員会：各部門（外来・病棟）毎に委員を設置し、部門内での感染管理を遂行する。
- 2) 前項に規定する委員会及び他の組織の運営等については、「社会保険神戸中央病院感染対策委員会規程」、「感染対策チーム運営規約」、「看護局感染管理規約」内規に定める。

4. 職員研修に関する基本的方針

- 1) 院内感染防止対策の基本的な考え方及び具体的方策について、病院職員への周知徹底を図るために研修会を開催し、併せて病院職員の感染対策に対する意識向上を図る。
- 2) 職員研修として全職員を対象に年2回以上研修会を開催する。この研修会では院内感染対策に関する教育と実習を行う。
- 3) 必要な場合に、個別、部署単位、全職員を対象に研修会を開催する。
- 4) 院外の感染対策を目的とした各種学会、研修会の開催情報を広く周知し、参加希望者の参加を支援する。

5. 院内感染発生状況の報告に関する基本的方針

- 1) 耐性菌、市中感染症等の院内発生に伴う院内感染拡大を防止するため、感染症の発生状況を院内感染対策委員会及び ICT を通じて、全病院職員に速やかに周知する。
- 2) その他の情報（薬剤感受性など）は ICT ニュースを用いて毎月各部門に周知する。

6. 院内感染発生時の対応に関する基本的方針

- 1) アウトブレイクもしくはその恐れがある病院感染発生時は、病院感染の発生した部署（以下「発生部署」という）の病院職員は、直ちに ICT に連絡する。
- 2) 発生部門の病院職員および ICT は速やかに発生原因を究明し、改善策を立案・実施する。
- 3) 院内感染に対する実施結果は、院内感染対策委員会および ICT を通じて速やかに全職員へ周知する。

7. 患者への情報提供と説明に関する基本的方針

- 1) 本指針は、患者または家族が閲覧できるものとする。
- 2) 院内感染防止のための、患者及び家族に感染防止の意義や手洗い、マスク着用など基本的な内容について説明し、理解を得た上で協力を求めます。

8. 病院における院内感染対策推進のための基本方針

- 1) 病院職員は、自らが院内感染源とならないため、定期健康診断を年 1 回以上受診し、健康管理に留意する。
- 2) 院内感染防止のため、病院職員は別途「院内感染防止マニュアル」（以下「マニュアル」という）を遵守する。
- 3) マニュアルは、必要に応じて見直し、改訂結果は病院職員に周知する。
- 4) 病院における院内感染監視サーベイランスを行う。

社会保険神戸中央病院
病院長 西尾 晃